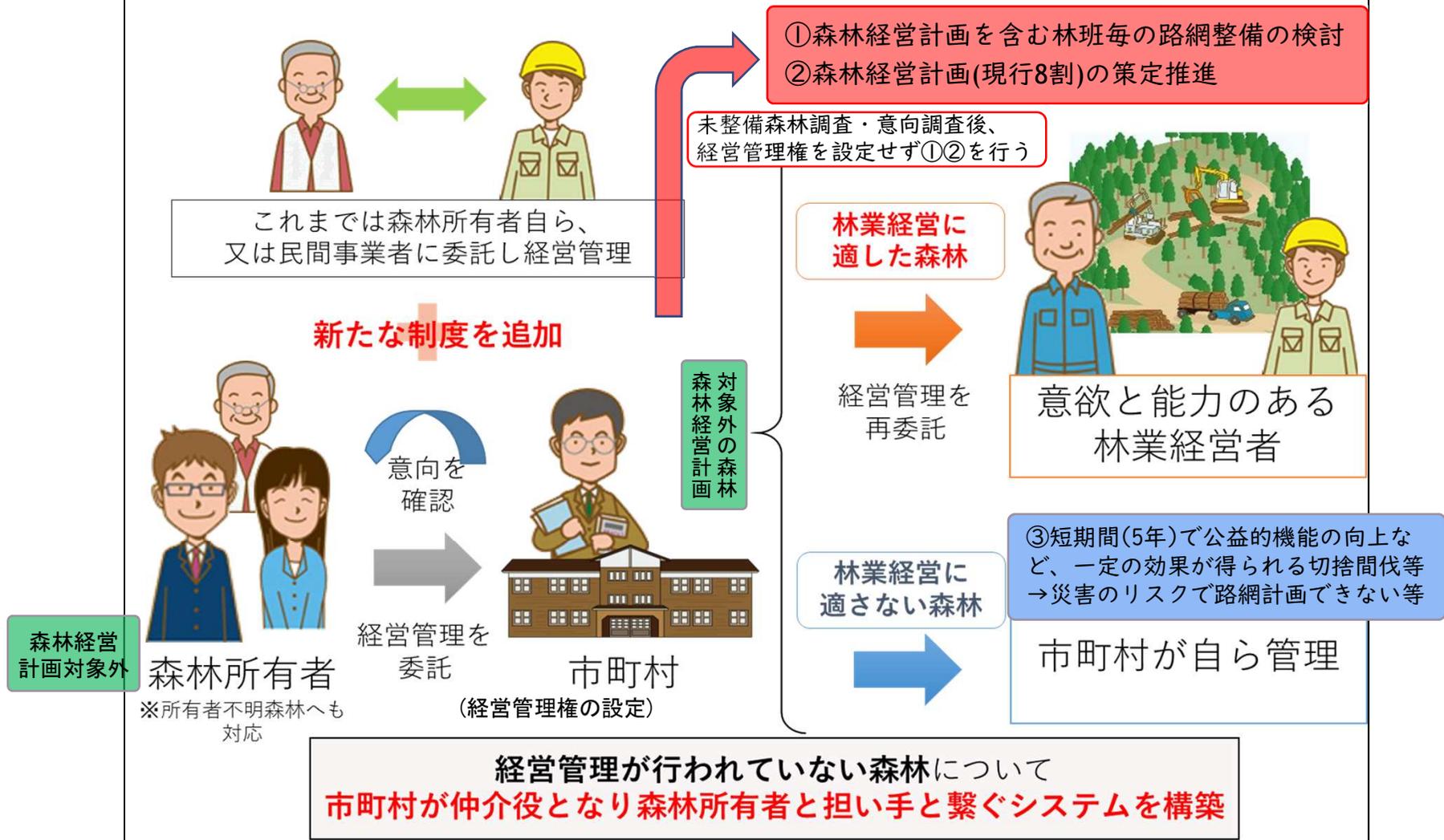


# 今後の取組について

日田市林業振興課  
令和 2 年 10 月 6 日

# 森林経営管理制度（新たな森林管理システム）とは



航空レーザ計測による森林資源解析を活用し、経営管理されていない森林（未整備森林）の抽出と優先順位付けを行い、路網整備(林業専用道等)や市町村森林経営管理事業(切捨間伐等)の検討を行う。

未整備森林調査・意向調査について

年度	森林資源解析	未整備森林調査・意向調査
R元年度	<p>①市南部区域：約36,000haの解析を市が実施（2年間）</p> <p>(1) 立木密度、収量比数、相対幹距比、樹冠長率等により過密林分を抽出 →<u>適正に経営管理されていない森林を把握</u></p> <p>(2) 既存路網の設置状況、傾斜区分等により、ゾーニング(P3)を実施→<u>実効性の評価</u></p>	<p>④森林資源等の情報がそろっていないため、未整備森林区域の設定基準（林班単位で未整備森林(面積)率：7割）を仮に設け、未整備森林区域をモデル的に設定。</p> <p>⑤R2年度までは調査内容も含めてモデル的に調査を実施。</p>
R2年度	<p style="text-align: center;">↓</p> <p>(3) <u>市南部地域の未整備森林・意向調査優先区域検討</u> (1)(2)の解析結果を考慮して、調査の優先区域は、<u>林班単位</u>(概ね50ha)で選定する。(P3)</p> <p>(4) <u>未整備森林内の路網整備検討</u>(P4, 5) →解析、林業適地の有無、意向調査等を考慮(⑥⑦対象)</p> <p>②市北部区域：約16,000haのレーザ計測及び解析を<u>大分県が実施</u>(R2年度)</p>	<p>⑥R元年度：高瀬、前津江 計158ha(3林班) R2年度：高瀬、前津江、大山 計210ha(予定)</p> <p>⑦R2年度意向調査実施 上記⑥の3林班(158ha)を対象とし、その森林所有者88人中、森林経営計画及び施業受託(森林組合)のある者を除き、本年6月に実施。 →意向調査対象11人：高瀬(1)、前津江(10) → 回収率82%</p>
R3年度以降	<p>③県実施(R2年度)の市北部区域の解析結果が本市に提供される予定であり、市北部も南部と同一基準による解析で、ゾーニングや意向調査優先区域の検討を行う予定。</p>	<p>⑧森林資源解析結果に基づく優先区域により、未整備森林調査・意向調査を実施。</p> <p>⑨R3年度以降、5ヵ年程度を目途に未整備森林調査を、10ヵ年程度を目途に意向調査を実施。</p>

# 森林資源解析を活用した「ゾーニング」及び「優先順位」の検討について

## 1、森林区分（ゾーニング）

経営管理されていない未整備森林を抽出し、適切な森林整備を進めるため、解析結果を活用して、林業経営の適地・不適地を把握するに当たり、ゾーニングを行う。



ゾーニング①	収益性が良く、林業経営に適しているもの。
ゾーニング②	生育が良好で、緩斜面だが既存路網が遠い箇所において、路網整備（延伸）により、生産性の効率化が図られるもの。
ゾーニング③	生育が普通～良好であるが、急斜面で既存路網から遠いもののほか、緩斜面であるが生育不良などにより、林業経営に適さないもの。
ゾーニング④	生育不良であり、かつ地理的条件も不良で、崩壊地等もあり、林業経営に適さないもの。

## 2、林班毎における未整備森林調査・意向調査の優先順位の検討

森林経営計画の策定率が約8割と高い中、経営管理されていない未整備森林の面積等に着目し、解析結果を活用しながら、まず始めに、林班単位(約50ha)で、客観的に優先順位を仮設定する。その仮設定結果を基に、事業者等の関係者協議による地域性・専門性を踏まえ、地区毎に集約しながら、順次、調査箇所を選定する。

- ①路網整備状況から未整備森林の抽出（路網密度の低い林班を順位高く）
- ②森林経営計画策定率から未整備森林の抽出（策定率の低い林班を順位高く）
- ③10年間の施業履歴から未整備森林の抽出（施業率の低い林班を順位高く）
- ④森林資源量から未整備森林の抽出（資源量の多い林班を順位高く） …など

左の①～④の区分に応じた順位を定め、それぞれを合計した順位の高い(早い)林班を優先的に選定し、調査する。

●取組② 未整備森林区域内の路網整備

- 森林経営管理制度においては経営管理されていない森林の整備を行うもので、森林経営計画が策定されている森林は原則対象とならない。
  - 日田市においては、森林経営計画の策定率が約76%（県全体：約43%）と高く、新たな森林経営管理制度の対象となる森林が限られる。
  - しかしながら、
    - ①既存の森林経営計画対象森林内でも、条件等が悪く従来の補助事業では所有者負担が大きくなる場合や所有者や境界が不明確などの理由で手入れ不足となっている森林がある。
    - ②森林環境譲与税については、既存事業では森林整備が進まず、手入れ不足となっている森林（未整備森林）の解消に向けた施策に充当することとなっている。
- ことから、森林経営計画対象森林については、適切に森林管理が行われていない人工林の多い区域等を、過去の施業履歴等を参考に日田市森林整備計画において「未整備森林区域」と定め、事業実施上の優先度を明確化した上で、森林整備を促進するため、森林環境譲与税を活用し路網整備を行うことについて検討する。



「未整備森林区域」と定めた森林において、森林環境譲与税を活用し現地調査を実施。森林整備が進まない理由が路網整備であり、既存の補助事業等では路網整備できない箇所について、森林環境譲与税により市が一部路網を整備し未整備森林の解消を図る。

・事業検討イメージ：林業専用道の接続部（入口）の整備（例）

- 該当箇所：未整備森林が河川の対岸にあり、既存の補助事業等で整備しようとしても採算が合わず路網整備が困難な箇所
- 整備内容：対岸から未整備森林までの入口（接続部）のみを森林環境譲与税で整備
- 整備効果：対岸からの入口が整備されたことで、その先は事業者が既存の補助事業等を活用し路網整備を行うことが可能となる。

未整備森林区域において、森林整備が進まない理由が路網整備であり、既存の補助事業等では路網整備できない箇所について、森林環境譲与税により路網整備をし、未整備森林の解消を図ることとしている。

※第1回協議会資料より（R1.8.2）

➤ 令和元年度の取組経過

- 令和元年度、モデル的に未整備森林調査を実施。本調査により、既設路網の確認や路網整備の必要性、また区域内の路網計画の作成等を行う。 【調査期間】R2.1.23～R2.3.23 【調査箇所】高瀬地区（221林班）、前津江地区（299、323林班）
- 令和元年11月に大分県森林環境譲与税ガイドラインが改正。以下のとおり「路網整備」に関する記載事項に変更あり。

【改正前】

（6）路網整備

譲与税を活用して整備する路網は、市町村森林整備計画などで新たに定める「未整備森林区域」内の林道、林業専用道、森林作業道とし、市町村が整備を行うものとする。なお、計画策定にあたっては、林道、林業専用道、森林作業道の適正な配置や規格に十分留意することとする。



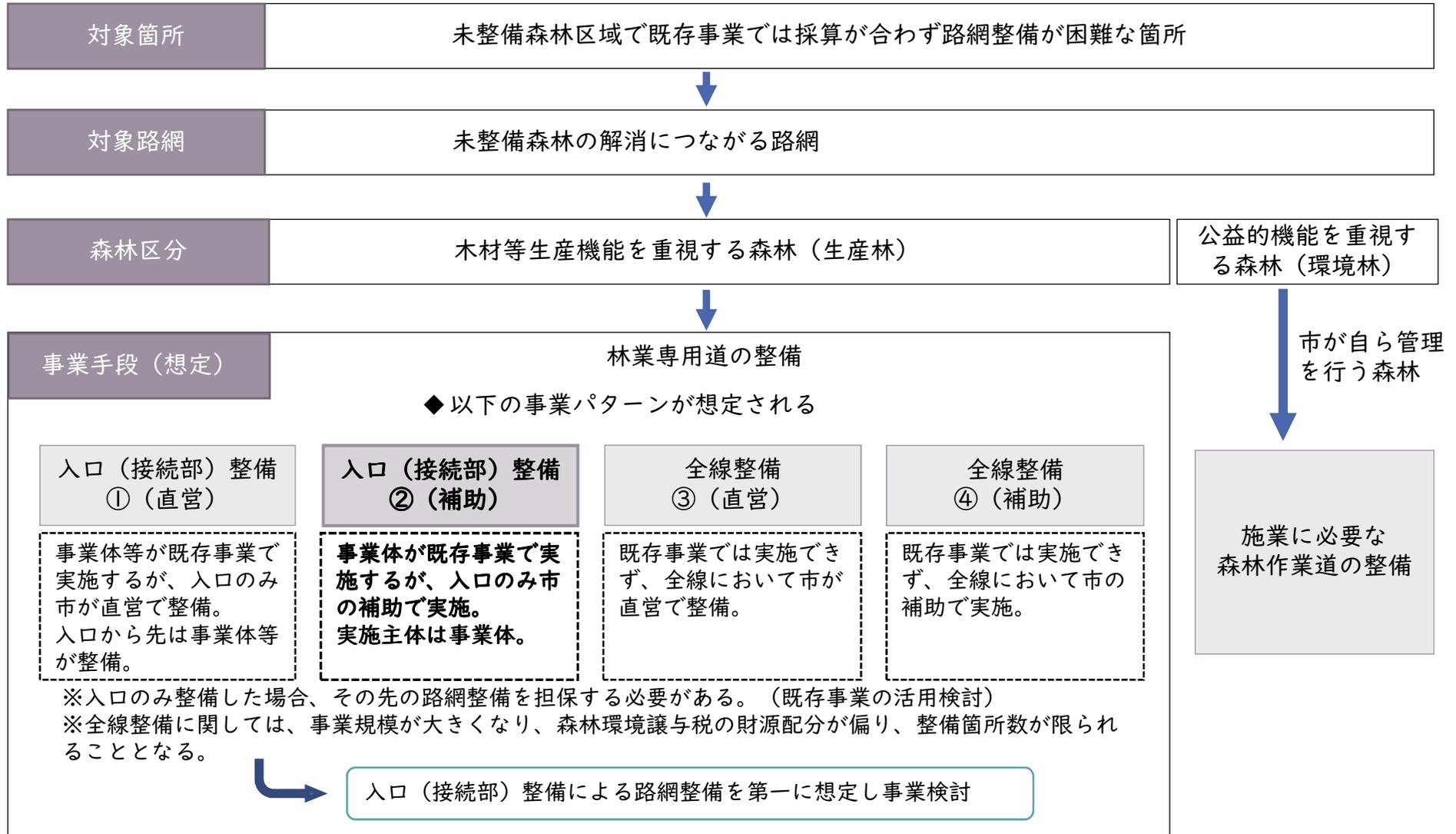
【改正後】

（6）路網整備

譲与税を活用して整備する路網は、市町村森林整備計画などで新たに定める「未整備森林区域」の解消につながる林道、林業専用道、森林作業道とし、市町村等が整備を行うものとする。なお、計画策定にあたっては、林道、林業専用道、森林作業道の適正な配置や規格に十分留意することとする。

## 路網整備について

### ▶ 未整備森林区域解消のための路網整備



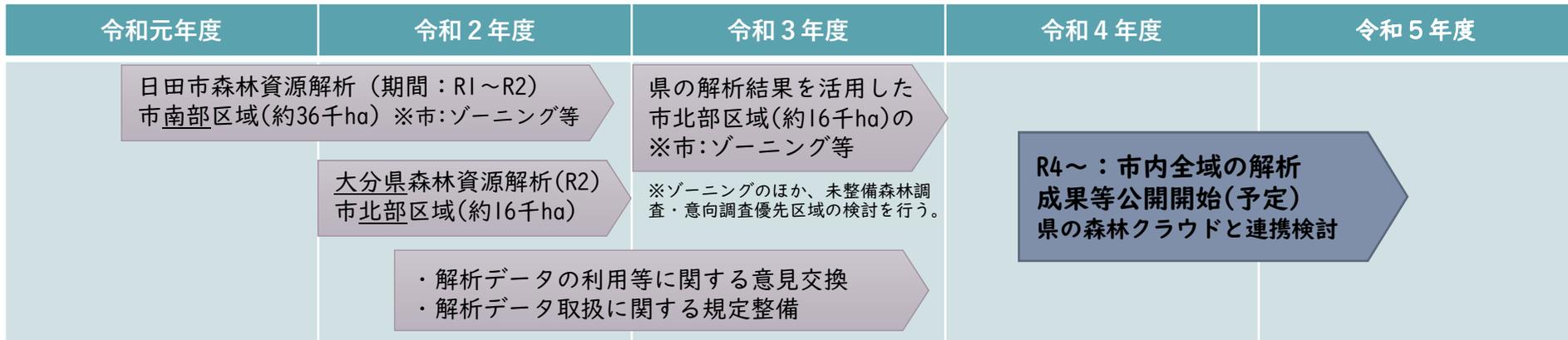
### ▶ 今後の取組

事業手段等について、R元年度実施の「未整備森林調査」及びR2年度実施の「意向調査」結果の検証を行いながら、R2年度に林業専用道の整備事業の検討を行い、森林環境譲与税の活用を念頭に、R3年度以降の事業化を目指す。



# 森林資源解析データについて

## ➤ 解析データの公開に向けて(ロードマップ)



## ➤ 森林クラウドについて

県において森林クラウドシステムの導入に向け検討を開始(R1~)。

R2年度以降、市町村や事業者と協議を行いながら、最短でR4年度のシステム稼働を目指し取組を進めている。

森林クラウドとは・・・これまで都道府県、市町村、森林組合等林業事業者が管理していた森林情報を、従来のように個々のパソコン等にデータやシステムを格納するのではなく、これらを1か所に集約・管理し、利用者がインターネット等を経由してデータやシステムを活用できるようにするシステム。利用者や情報項目ごとにアクセス権を設定することが可能。また、GISの機能を持ち、属性情報や地図情報を管理する機能を持つ。

令和元年11月時点で8県で森林クラウドを導入済み。各主体が持つ森林資源情報をリアルタイムで閲覧・把握することが可能となっている。

### 【課題】

- ・外部の大規模サーバで個人情報等の管理を行うことから、新たなセキュリティポリシーの策定や、管理体制の整備が必要。
- ・システムの運用について、市町村、事業者等とのコンセンサスが必要。

など

(森林クラウドのイメージ)

